

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 恩給法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第二、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長石井一君。

〔石井一君登壇〕

○石井一君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額を増額するとともに、戦没者の遺族及び戦傷病者の処遇の改善等の措置を講じ、恩給受給者に対する処遇の充実を図ろうとするものであります。

本案は、二月十日本委員会に付託され、三月三十日政府より提案理由の説明を聴取し、質疑に入りましたところ、修正案を否決され、本案は外外四名から、恩給改定の実施時期を一ヶ月繰り上げる旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求める

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第三、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長村田敬次郎君。

〔石井一君登壇〕

○石井一君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

本案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額を増額するとともに、戦没者の遺族及び戦傷病者の処遇の改善等の措置を講じ、恩給受給者に対する処遇の充実を図ろうとするものであります。

本案は、二月十日本委員会に付託され、三月三十日政府より提案理由の説明を聴取し、質疑に入りましたところ、修正案を否決され、本案は外外四名から、恩給改定の実施時期を一ヶ月繰り上げる旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、採決いたしましたところ、修正案を否決され、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第四、昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

〔村田敬次郎君登壇〕

○村田敬次郎君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、国民の良質な住宅の取得の促進と良好な居住環境の確保を図るために、宅地造成資金貸付けの対象事業の拡大、個人住宅資金貸付けの段階金利制の導入、既存住宅資金貸付けの貸付条件の法定化等、住宅金融公庫の貸付制度の改善を図ることとしております。

本案は、去る三月十二日本委員会に付託され、同月二十三日提案理由の説明を聴取し、四月七日質疑を終了しました。

本段落は、段階金利制の削除等を内容とする修正案が提出されたため、昭和五十七年度の特例措置として、財政法第四条第一項ただし書きの規定により発行する公債のほか、一般会計において特例公債を発行することができるとしようとするもので、その内容を申し上げますと、

まず第一に、昭和五十七年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができることがあります。

第二に、特例公債の発行は、昭和五十八年六月三十日まで行うことができるとし、同年四月一日以後に発行される特例公債に係る収入は、昭和五十七年度所属の歳入とすることとしております。

第三に、この法律の規定に基づく公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その公債の償還の計画を国会に提出しなければならないこととしております。

第四に、この法律に基づいて発行される公債については、償還のための起債は行わないものとします。

本段落につきましては、去る三月十九日渡辺大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、三月三十一日に係る、施行期日を公布の日に改めることとする修正案が提出されました。

かかるして、四月九日質疑を終了いたしましたところ、小泉純一郎君外三名から、自由民主党提案に係る、施行期日を公布の日に改めることとする修正案が提出されました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に付しましたところ、自由民主党を代表して中西啓介君からは賛成の旨の、日本社会党を代表して沢田広君、公明党・国民会議を代表して柴田弘君、民社党・国民連合を代表して和田耕作君、日本共産党を代表して正森成二君、新自由クラブ・民主連合を代表して小杉隆君からは、それぞれ反対の旨の

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第五、昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

〔森喜朗君登壇〕

○森喜朗君 ただいま議題となりました昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結

果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和五十七年度の租税收入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源

四月九日、日本社会党より、個人住宅建設資金

意見が述べられました。

討論終局後、採決いたしました結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なれ、本案に付しましては、附帯決議が付されましたことを申し添えます。
以上、御報告申上げます。(拍手)

が、政治に携わる者は、その結果について責めを負わなければならぬのです。果たしてこの結果について、自民党政権は、特に鈴木総理をしていかなる責任をとろうとしているのであります。しかし、これらのこと態は、今日までに、わが党を初め、多くの議者から指摘をされてきたものであります。どんなに強弁しようとしても事実を曲げることはできないのです。

第一の理由は、累積した公債は、景気の低迷、税収の欠損、実質所得の日減りに拍車をかけ、中期展望すら单なる目安の目安と言わざるを得なくなつてきています。

的には劣等生の汚名を受けなければなりません。まさに、公債という麻薬に浸つた、もだえ苦しむ禁断症状から脱するには不可能と断ぜざるを得ないのです。(拍手)

鈴木総理は、行財政改革に政治生命をかけると言われました。景気が低迷すれば公共事業の前例で建設国債の発行を考えると、景気が行革かと逆戻りの閣内不統一も顕在化しつつあるではありませんか。貿易摩擦が強まれば、国内産業を見捨てて忠実にアメリカに奉仕しようとするその姿が国民に映ることは、許しがたいものであります。言うべきことを言う毅然とした態度が今日求められていると申せましよう。不確実、不透明、惰性に任せ、加えて絶対多数のおこりに居座つて白を黒と押し通すうることは、恐らく国民の総反撃を食うことにならう。

五十九兆円。その利払いだけでも五十七年六兆五千億円、六十年には八兆九千億円、六十五年には十二兆三千億円と、驚くべき事態に至るのであります。要償還額は、五十八年五兆一千億円、六年六兆四千億円、六十五年には十二兆円にも達するのであります。五一%という、これ自体困難が多いのですが、この成長があつたとしても、財政圧迫はまさに危機的状況を迎えることは明らかであります。これらの償還計画に対しても、経済は生き物だからわからないでは済まされないのであります。まさに無責任体制と言わなければなりません。

第六の理由は、公債は国民に借金をすることであります。公債の乱発は、市中金融に圧迫を加え、貸し出しを抑制する害も生まれます。今日の保有は、日銀が九兆円、資金運用部十二兆円、市中金融機関が二十二兆円、個人が二十七兆円となり、国民の旺盛な貯蓄力が乱発公債を支えているのであります。まさに爆弾を抱えて駆け

は、一定の借りかえはやむを得ないものと許されることはあります。しかし、限度もあり、国民のニーズに沿う必要もあるのです。政策の選択が求められるねえんでもあります。本四橋三本整備五線とか、日の生活に必要な通勤、下水道、公園、河川改修などとの選択が問われているのではないでしようか。政府は、本年度の予算編成に当たって、民力の充実活用を財政経済の柱とし、小さな政府を中心とした低迷、可処分所得の減、設備投資、住宅建設の不振と、確たる方針のないまま、政府投資のみでこの不況から脱却できると考えることは、その方針の不確かなところです。

足をして、いるようなものであります。
以上、幾つかの理由を挙げましたが、財政的に
きわめて危険な憂慮すべき事態となつており、こ
の責任はきわめて大であります。慢性、惰性、麻
薬的状態から速やかに脱却することを強く警告す
るものであります。
そのためには、機敏にして勇氣のある選択的政
策と、特に大企業奉仕の不公平税制、補助、優遇
などの措置を改め、乏しきを憂えず等しからざる
を憂える政治姿勢を強く求め、重ねて大砲とバ
ターが両立しないことを銘記し、国民の多数が平
和国家として歩むことを期待していることを付言
いたしまして、反対の討論をいたしました。(拍手)
○議長(福田一君) これにて討論は終局いたしま
した。

発行してきた赤字国債の償還期が迫ってきたこと

であります。

○議長(福田一君) 採決いたします。

また中期展望の要調整額をすべて四国債とすれば、六十年には百十九兆円、六十五年には百

本案の委員長の報告は修正であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

昭和五十七年四月十三日 衆議院会議録第十七号

(議案受領)

一、去る九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

千九百八十年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

第六次国際すず協定の締結について承認を求めるの件

千九百八十一年九月二十五日に国際コーヒー理事会決議によつて承認された千九百七十六年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

アジアリ太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

刑事補償法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五〇号(参議院送付) 法務委員会 付託

千九百八十年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)(参議院送付)

第六次国際すず協定の締結について承認を求めるの件(条約第六号)(参議院送付)

千九百八十一年九月二十五日に国際コーヒー理事会決議によつて承認された千九百七十六年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件(条約第七号)(参議院送付)

アジアリ太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件(条約第八号)(参議院送付)

以上四件 外務委員会 付託

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案(石橋一弥君外四名提出、衆法第一四号)

原子爆弾被爆者等援護法案(森井忠良君外六名提出、衆法第一三号)

(議案付託) 社会労働委員会 付託

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(答弁書受領)

船員法及び船員職員法の一部を改正する法律案
船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案
日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百七一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案

漁業災害補償法の一部を改正する法律案
一、去る九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

原子爆弾被爆者等援護法案(森井忠良君外六名提出)

國立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案(石橋一弥君外四名提出)

機械類信用保険法の一部を改正する法律案

(答弁書)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小沢貞孝君提出国鉄自動車部門運営の合理化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小川国彦君提出もく米輸入商社公表問題と国政調査権との関連に関する質問に対する答弁書

(質問書)

国鉄自動車部門運営の合理化に関する質問 主意書

その間色々と内部を合理化し、外部的には運賃値上げ等を行つてゐるにもかかわらず赤字幅は減少せず、逆に赤字増加の傾向をたどつてゐる。それを国鉄自動車部門についてみると、従業員約九千五百人を擁し、ワンマン化率はいまだ七四パーセントしか進んでいない。

従つて百四十四の全路線中、黒字の営業所は一箇所で、他は全部赤字であり収支係数の平均は一八三とされている。

ちなみに、収支の悪い営業所を例示すれば次のとおりである。

衆議院議長 福田 一殿 提出者 小沢 貞孝

国鉄自動車部門運営の合理化に関する質問 主意書

その間色々と内部を合理化し、外部的には運賃値上げ等を行つてゐるにもかかわらず赤字幅は減少せず、逆に赤字増加の傾向をたどつてゐる。それを国鉄自動車部門についてみると、従業員約九千五百人を擁し、ワンマン化率はいまだ七四パーセントしか進んでいない。

従つて百四十四の全路線中、黒字の営業所は一箇所で、他は全部赤字であり収支係数の平均は一八三とされている。

ちなみに、収支の悪い営業所を例示すれば次のとおりである。

順位	営業所	収支係数	所在地	備考
1	妻	三七六	宮崎県	
2	美瑛	三五〇	北海道	
3	遠江二俣	三三一	静岡県	
4	窪川	三一三	高知県	
5	山川	三一三	鹿児島県	
6	伊達	三〇三	北海道	
7	大野	二八八	福井県	
8	都城	二八五	宮崎県	
9	鍛冶屋原	二八四	徳島県	鐵道代行線
10	滴川	二七六	北海道	

(議案通知書受領)

一、去る九日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

年 前年度の損益は、二百七十三億円の赤字が計上され、昭和五十四年度は三百八億円、五十五年度決算では更に赤字が増えて、三百三十九億円となつてゐる。また、昭和五十六年度及び五十七年度は、四百億円程度に赤字が増えるものと見通される。

国鉄経営全体からみても国鉄自動車部門の運営を合理化し、赤字を減らすことは、緊急必要事と考えられる。

これは、臨時行政調査会の答申を待つまでもなく自ら経営合理化の一環として対処すべきものと

考え方、次のとおり質問する。

一 國鉄自動車部門を独立させて民営化するか、第三セグメント方式の採用等により國鉄から切り離して運営し、赤字の縮小に努むべきだと思うがどうか。

二 収支係数の悪化している営業所、営業路線中民間自動車等と全面的に競合している二十一路線(一、八、一〇キロメートル)及び一部競合している百十二路線(四、八二六キロメートル)は民間に譲渡するか廃止するかして、経営の合理化を図るべきであると思うがどうか。

右質問する。

内閣衆質九六第四号

昭和五十七年四月九日

衆議院議長 福田 一殿

内閣総理大臣 鈴木 善幸

[別紙]

衆議院議員小沢貞孝君提出国鉄自動車部門運営の合理化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一及び二について

日本国有鉄道においては、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づく経営改善計画に従

い、自動車部門の経営改善を図るため、ワンマシン化の推進、ダイヤ・乗務行路の見直し等による業務運営の能率化及び積極的な旅客誘致策、適時適切な運賃改定の実施等による収入の確保を図るとともに、輸送需要の動向、民間事業者との競合状況等を考慮して路線の休廃止を含めその再編成を推進しているところであり、今後ともこれら諸施策を着実に実施することにより、地方バス補助対象系統等より生ずる欠損を除いて、昭和六十年度に自動車部門固有の経費で収支均衡を図ることとしている。

右答弁する。

もち米輸入商社公表問題と国政調査権との関連に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十七年四月二日

提出者 小川 国彦

衆議院議長 福田 一殿

内閣衆質九六第六号

もち米輸入商社公表問題と国政調査権との関連に関する質問主意書

私は、昭和五十五年十一月二十九日「モチ米高騰の緊急事態に関する質問主意書」を提出した。

その際、政府の答弁書によれば「もち米については、うるち米と同様、国内必要量は国内生産で確保することを基本としている。」とその方針を明らかにしているが、この方針は現在においても変更はない。

また、「今後において、もち米の外国輸入の失敗を再び繰り返さない措置をとり得るか。」との質問に対し、同じく答弁書は「もち米生産團地の育成、契約栽培体制の推進等を通じ、需要に見合った適正生産の確保に努め、需給及び價格の安定を図つてまいりたい。」と答弁しているが、以上の点については実行されたのかどうか。実行されたとすれば、どのように実行されたのか。

三 以上の答弁がなされたにもかかわらず、昭和五十六年度五万トンのもち米輸入がなされていなかった。これは、先の政府答弁書に背反する事実であるが、政府はこれをどう考えるのか。

これは、先の政府答弁書に背反する事実であるが、政府はこれをどう考えるのか。

政府は、国内生産のための措置を適確に実施

し、今後もち米の輸入を行わないことを確約できるか。

五 行政の不始末によつて続けられているもち米の輸入については、現地での買付けから政府への売渡しまでの経過において商社の不当な利益があり、もち米輸入の利権確保をめぐつて当該官庁と商社の不正な癒着が生じていると言われたい。

昭和五十年度以降におけるもち米輸入の輸入国、当該年度契約ごとの輸入数量

これは国政上放置できない問題である。従つてその真相究明のために、次の点を明らかにされたい。

1 昭和五十年度以降におけるもち米輸入の輸入国、当該年度契約ごとの輸入数量

これは国政上放置できない問題である。従つてその真相究明のために、次の点を明らかにされたい。

2 同契約ごとの取扱い商社名、相手国での仕入価格、輸送費、保険料等の中間経費、商社手数料、農林水産省の入手価格

3 商社が買付けに当たつた相手国の商社名(国家機関を含む)及びその商社取扱い数量

4 買付け国におけるもち米価格の詳細な価格推移及び他国による買付け価格、数量

5 私は、以上の観点から衆議院農林水産委員会で資料の報告を求めたが、商社の営業上の秘密、対外問題を理由に商社名、輸入数量等基本的事実について答弁を拒否した。

かかる食糧府長官の答弁は、明らかに国政調査権(国会法第百四条)の侵害である。

長官答弁のよう、商社の営業上の秘密、対外問題が板に国政調査権よりも優位にたつものとするならば、その根拠を示されたい。

国会法第百四条においては、「各議院又は各

議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。」と明文化されており、これに基づく国

会議員の国政調査権は、当然前記の質問項目に及ぶものと考えるが、政府の見解を求める

右質問する。

「もち米については、うるち米と同様、国内必要量は国内生産で確保することを基本としている。」という方針は、現在においても変更はない。

六 〔別紙〕

衆議院議員小川国彦君提出もち米輸入商社公表問題と国政調査権との関連に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小川国彦君提出もち米輸入商社公表問題と国政調査権との関連に関する質問に対する答弁書

内閣衆質九六第八号

昭和五十七年四月九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議員小川

昭和五十七年四月十三日 衆議院会議録第十七号 朗読を省略した議長の報告

昭和52年度												
タ 長 昭 52.	イ 粒 5. 30	タ 長 昭 52. 11. 19	イ 粒 53. 1. 30	米 円 昭 53. 2. 13	国 粒 53. 2. 13	韓 長 昭 53. 2. 13	国 粒 53. 2. 13	中 円 昭 53. 2. 13	国 粒 53. 2. 28			
A社 B社 C社 D社 E社 F社 G社 計	903 739 535 370 331 325 297 3,500	A社 B社 C社 D社 E社 F社 G社 計	400 300 300 680 628 516 486 1,000	993 900 827 — — — — 5,000	A社 B社 C社 計	400 300 300 1,000	A社 B社 C社 D社 E社 F社 G社 H社 I社 J社 K社 L社 M社 計	1,000 1,000 1,000 700 700 700 700 700 700 700 700 700 10,000	A社 B社 C社 D社 E社 計	935 803 487 420 355 3,000	A社 B社 C社 D社 E社 F社 G社 H社 I社 計	935 882 809 687 448 313 242 242 4,800
業商易食産事業 產江賈物商產 宅松京井菱和 安兼東東三明	伊住丸	藤友忠商事 事事紅	兼住東東ト三明 松友京一井和	江商貿 メ物產	商事易食ノ産業 —	伊兼日 藤松綿	商江実 —	事商業 —	事會商一事食ノ業井紅產事業 商江又商 藤藤松商友 伊加兼金住東ト日丸三三明	太東日三 洋工綿井ア 物物美物產 產產業產業 商物商產 洋工綿井ア 忠友京丸一商和光 藤友京商一物メ岩產交 伊住東東ト日明和 忠商貿商事易事產ノ井業易		
58,040	64,035			92,049	143,878			211,963	146,650	146,655		

別表二

タイ国貿易取引委員会の公表によるタイ
もち精米(碎米率10%)の輸出指標価格

(注) 1. 月初価格である。

2. 53年3月～10月の間の価格については公表されていない。

(注) 米国からの輸入は玄米、他はすべて精米である。

(出所: 食糧庁業務部資料)

して、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第二十六号）による遺族援護法第二条第三項第四号の規定の改正により遺族援護法第二十三条第二項に規定する遺族給与金（同項第一号又は第四号に掲げる遺族に支給されるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた者は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

24 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十七年十一月一日とする。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第七条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を附則第九項とし、附則第五項の次に次の三項を加える。

6 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第二十六号）による遺族援護法第一条第三項第四号の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けるに至つた者は、第二条の規定の適用については、昭和五十四年四月一日において同条第四号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

7 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第一項第一号中「同年十月一日」とあるのは「昭和五十七年十月一日」と、同項第三号及び第四号中「昭和五十四年十月一日」とあるのは「昭和五十七年十月一日」とする。

8 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十七年十月一日とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

ように改正する。

附則第三十項中「」の項において「除籍時」を「除籍時」に改める。

附則第三十三項を附則第三十八項とし 附則
第三十二項の次に次の五項を加える。

昭和四十八年三月三十日以前に死亡した者の父母又は祖父母として、戦傷病者戦没者

遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第二十六号。以下「法律第二十

六号」という。」による遺族援護法第二条第三項第四号の規定の改正により遺族援護法第二

十三条第一項に規定する遺族給与金（同項第四号又は第一項に掲げる遺族に支給されるも

(遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第
のに限る)を受ける権利を有するに至つた者

五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族給与金を受けるべき者を含む。

は、第二条第一項に規定する遺族年金受給者たる父母等とみなす。

前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二

第一条第一項中「昭和四十二年二月二十一日」とある
り、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三

四十一年四月一日であるのは昭和五十七年十月一日とする。

35 昭和四十八年三月二十一日以前に死亡した者
の父母又は祖父母として、法律第二十六号

による遺族援護法第一二条第三項第四号の規定の改正により遺族援護法第二十三条第二項に

規定する遺族給与金（同項第一号又は第四項第一号に掲げる遺族に支給されるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた者（遺族援護法第

昭和五十七年四月十三日 衆議院会議録第十七号

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

区 分	現 行	昭和五十七年五月	昭和五十七年八月
勤務関連傷病	三、七一〇、〇〇〇円	三、九二五、〇〇〇円	三、九五五、〇〇〇円
公 務 傷 病	二、八三一、五〇〇円	二、九八八、三〇〇円	二、九一一、三〇〇円
勤務関連傷病	分からぬ	分からぬ	分からぬ

<p>二五五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば當該遺族給与金を受けるべき者を含む。)であつて、當該死亡した者の除籍時から昭和五十七年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第二条第一項ただし書に規定する子又は孫を有するに至らなかつたもの(以下この項において「父母等」という。)のうち、當該死亡した者の除籍時に氏を同じくする子も孫もいなかつた者(當該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかつた他の父母等が同年十月一日においている場合にあつては、當該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかつた者に限る。)は、同条第一項に規定する戦没者の父母等とみなす。たゞ、その者が他の事由により特別給付金を受ける権利を取得した場合及び當該死亡した者の死亡に關し他に特別給付金を受ける権利を有することとなる者がある場合は、この限りでない。</p> <p>前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「昭和五十七年十月一日」とする。</p>	<p>36</p> <p>37</p> <p>附 則</p>	<p>二 第二条及び第四条の規定 昭和五十七年八月一日</p> <p>三 第六条から第八条までの規定 昭和五十七年十月一日</p> <p>一 第一条、第三条及び第五条の規定 昭和五十七年五月一日</p>
		<p>い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>二 第二条及び第四条の規定 昭和五十七年八月一日</p> <p>三 第六条から第八条までの規定 昭和五十七年十月一日</p> <p>一 第一条、第三条及び第五条の規定 昭和五十七年五月一日</p>
		<p>ア 障害年金の額(第一項症の場合)</p> <p>(1) 障害年金</p>
		<p>本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者等の妻に対する特別給付金等の支給範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>
	<p>一 議案の要旨及び目的</p> <p>正する法律案(内閣提出)に関する報告書</p>	<p>戦傷病者 戰没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者等の妻に対する特別給付金等の支給範囲の拡大を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。</p> <p>(一) 戦傷病者 戰没者遺族等援護法の一部改正</p>

昭和五十七年四月十三日 衆議院会議録第十七号 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

五六十

イ 扶養親族加給額

区	分	現	行	昭和五十七年五月分から	
				現	行
配偶者	偶	一三二、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	(同)
その他一人までの一人につき		九六、〇〇〇円	上	九〇、〇〇〇円	(同)
遺族年金及び遺族給与金の額				そのうちの一人に限りは	

(2)

区	分	現	行	昭和五十七年五月分から	
				現	行
公務死	一、二三六、〇〇〇円	一、二九九、〇〇〇円	一、三二〇、〇〇〇円	昭和五十七年五月分から	昭和五十七年八月分から
勤務死(重症)平病死	九八一、〇〇〇円	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇四七、〇〇〇円	昭和五十七年五月分から	昭和五十七年八月分から
勤務関連死(重症)平病死	二四〇、〇〇〇円	二五三、二〇〇円	二五九、〇〇〇円	昭和五十七年五月分から	昭和五十七年八月分から
勤務関連死(軽症)平病死	一八〇、〇〇〇円	一八九、九〇〇円	一九四、三〇〇円	昭和五十七年五月分から	昭和五十七年八月分から
勤務関連併発死	一〇八、〇〇〇円	一三三、九〇〇円	一一六、六〇〇円	昭和五十七年五月分から	昭和五十七年八月分から

2 その他所要の改正を行うこと。

(2) 未帰還者留守家族等援護法の一部改正
未帰還者留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて、次のとおり
引き上げること。

現	行	昭和五十七年五月分から	
		昭和五十七年八月分から	
月額 九五、〇〇〇円	一〇〇、一五〇円	一〇〇、一〇〇円	一一一、〇〇〇円

(3) 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法及
び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
の一部改正昭和五十六年の戦傷病者戦没者遺族等援護
法の改正により、遺族給与金を受ける権利を
有するに至つた戦没者等の妻及び父母等並び
に障害年金等を受けるに至つた戦傷病者等の
妻に対し、特別給付金(戦没者等の妻について
ては額面二十万円・十年償還、戦没者の父母
等については、額面十万円・五年償還及び戦
傷病者等の妻については額面五万円(軽症者
にあつては一万五千円)・五年償還の無利子
の国債)を支給すること。

四 施行期日

害年金、遺族年金等の額の引上げの実施時期を
繰り上げる内容の四党共同修正案が提出された
が、賛成少数をもつて否決された。なお、別紙のとおり附帯決議を附することに
決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和五十七年度一
般会計予算(厚生省所管)に五十六億四千九百九
十二万円が計上されている。なお、國債の償還分は昭和五十七年度以降に
おいて、國債整理基金特別会計(大蔵省所管)に
特別給付金として総額六千八百八十八万円が計
上される見込みである。国会法第五十七条の二の規定による内閣の意
見の要旨国会法第五十七条の二の規定に基づき、内閣
を代表して森下厚生大臣より日本社会党森井忠
良君、公明党・国民会議平石磨作太郎君、民社
党・国民連合塙田晋君及び日本共産党浦井洋
君提出の四党共同修正案に対して、「反対であ
る」旨の意見が述べられた。
右報告する。

昭和五十七年四月八日

衆議院議長 福田 一殿
社会労働委員長 唐沢後二郎

〔別紙〕

四 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律案に対する附帯決議政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべ
きである。一 国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも
も援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行
われるよう努めること。
なお、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活
の実態にかんがみ、一層の優遇措置を講ずると
ともに、援護の水準の引上げに伴つて被用者医
療保険における被扶養者の取り扱いが不利にな
らないよう配慮すること。二 給付改善の実施時期については、従来の経緯
を踏まえ、適切な措置を講ずること。三 第二次大戦末期における閣議決定に基づく国
民連合塙田晋君及び日本共産党浦井洋君より障
害年金、遺族年金等の額の引上げの実施時期を
繰り上げる内容の四党共同修正案が提出された
が、賛成少数をもつて否決された。民義勇隊及び国民義勇戦闘隊の組織及び活動状
況等について明確にするとともに、公平適切な
措置をとり得るよう検討すること。五 戰没者遺族等の高齢化が進んでいる現状にか
んがみ、これら遺族の心情に十分に配慮し、海
外旧戦域における遺骨収集、慰靈巡拝等につ
ては、更に積極的に推進すること。六 生存未帰還者の調査については、引き続き関
係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進
に万全を期すること。
七 中國残留日本人孤児の肉親調査を今後とも積
極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児
の受け入れについて、関係各省及び地方自治体が
一体となつて必要な措置を講ずること。
また、中國からの引揚者が一日も早く日本社
会に復帰できるよう、その対策に遺憾なきを期
すこと。八 かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等及
び旧国家総動員法による被徴用者等に係る戦後
処理のなお未解決な諸問題については、人道的
な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となつ
て必要な措置を講ずるよう検討すること。九 原子爆弾による放射能、爆風、熱線等の傷害
作用に起因する傷害、疾病を有する者に対する
障害年金の支給及び死亡者の遺族に対する弔慰
金、遺族年金等の支給に当たつては、現行援護
法の適用につき遺憾なきを期すこと。十 法律の内容について必要な広報等に努める等
更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の
強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。
十一 法律の内容について必要な広報等に努める等
更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の
強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

十二 恩給法等の一部を改正する法律案

右

昭和五十七年二月十日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

(号外)

四、八八四、五〇〇円	四、七九六、一〇〇円
三、八七八、四〇〇円	三、七八七、五〇〇円
三、三五二、〇〇〇円	三、二三六、二〇〇円
三、二〇七、一〇〇円	三、〇五八、二〇〇円
二、一九、〇〇〇円	一、九五九、七〇〇円
一、六八一、一〇〇円	一、五三八、六〇〇円
一、四三七、九〇〇円	一、三五六、八〇〇円
一、三三四、九〇〇円	一、一九四、〇〇〇円
一、〇九一、四〇〇円	九九五、八〇〇円
一、〇二一、〇〇〇円	九四九、七〇〇円
九九五、八〇〇円	九一二、六〇〇円
九一二、六〇〇円	九一九、八〇〇円
八〇四、〇〇〇円	八一六、九〇〇円
九一二、六〇〇円	九三七、九〇〇円
九九五、八〇〇円	九三七、九〇〇円
九四九、七〇〇円	九三七、九〇〇円
五、七三九、二〇〇円	五、二〇八、三〇〇円
五、二〇八、三〇〇円	四、一六一、四〇〇円
四、一六一、四〇〇円	三、六四三、二〇〇円
三、六四三、二〇〇円	三、三五二、〇〇〇円
三、三五二、〇〇〇円	二、二〇七、一〇〇円
二、二〇七、一〇〇円	一、五三八、六〇〇円
一、五三八、六〇〇円	一、七五四、一〇〇円
一、七五四、一〇〇円	一、八一六、九〇〇円
一、八一六、九〇〇円	一、三九七、九〇〇円
一、三九七、九〇〇円	一、三三四、九〇〇円
一、三三四、九〇〇円	一、〇九一、四〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
一、一九、〇〇〇円	一、四一五、六〇〇円
一、六八一、一〇〇円	一、九三三、〇〇〇円
一、四三七、九〇〇円	一、七七一、〇〇〇円
一、三三四、九〇〇円	一、五三八、六〇〇円
一、一九、〇〇〇円	一、九五九、八〇〇円
一、六八一、一〇〇円	一、八一六、九〇〇円
一、四三七、九〇〇円	一、三三四、九〇〇円
一、三三四、九〇〇円	一、〇九一、四〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)	第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。	第三条第二項ただし書中「八十八万五千円」を「九十五万五千円」に改める。	(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)	第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。	附則第八条第一項中「昭和五十六年四月分」を「昭和五十七年五月分」に改め、同項の表中「七四九、〇〇〇円」を「七九〇、一〇〇円」と、「五四五、〇〇〇円」を「七九〇、二〇〇円」と、「五一、六〇〇円」を「五一、五〇四、九〇〇円」と、「一、九三五、八〇〇円」を「一、九三五、七〇〇円」に、「四九、四〇〇円」を「四七四、一〇〇円」と、「三七四、五〇〇円」を「三九五、一〇〇円」と、「四八七、〇〇〇円」を「五一〇、〇〇〇円」と、「三六五、三〇〇円」を「三九〇、〇〇〇円」と、「二九一、二〇〇円」を「三一〇、〇〇〇円」と、「二四三、五〇〇円」を「二六〇、〇〇〇円」と改め、同条第四項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年四月三十日」に改める。	第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。	第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。	第七条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。	第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。
--------------------------------	--	-------------------------------------	-----------------------	--	---	---	--	--	--

定する普通恩給又は扶助料については、当該板

定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該板

定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子）については、改正後の法律第百五十五号附則別表第八の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十七年五月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十七条たゞ書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用について、これらの規定中「百二十二万四千円」とあるのは「百二十万三千円」と、「九十五万五千円」とあるのは「九十三万四千円」とする。

（扶助料の年額の特例に関する経過措置）

第十一条 昭和五十七年五月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十号）附則第八条第一項の規定の適用について、同項の表中「五二〇、〇〇〇円」とあるのは「五二二、八〇〇円」と、「三九〇、〇〇〇円」とあるのは「三八五、四〇〇円」と、「三一一、〇〇〇円」とあるのは「三〇八、三〇〇円」と、「二六〇、〇〇〇円」とあるのは「二五六、九〇〇円」とする。

（傷病者遺族特別年金に関する経過措置）

第十二条 傷病者遺族特別年金については、昭和五十七年五月分以後、その年額を、改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）附則第十五条第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十七年五月分から同年七月分までの傷

病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項の規定の適用については、同項中「二十五万三千二百円」と、「十九万四千三百円」とあるのは「二十五万三千二百円」と、「十九万四千三百円」とあるのは「十八万九千九百円」とする。

（普通恩給の改定年額の一部停止）

第十二条 附則第二条第一項及び第九条第一項の規定により年額を改定された普通恩給（増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給と併給される普通恩給を除く。）で、その年額の計算の基礎となつている俸給年額が四、一六二、四〇〇円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、改定後の年額とこれらの規定を適用しないとした場合における年額との差額の三分の一を停止する。

（職權改定）

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（恩給年額の改定の場合の端数計算）

第十四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出した得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十五条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十七年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

2 昭和五十七年五月分及び同年六月分の普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条第一項又は第九条第一項の規定による改定を行わないとした場合に受けことなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表（附則第二条関係）

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額	板定俸給年額
七六一、一〇〇円	八〇四、〇〇〇円
七九五、九〇〇円	八三九、七〇〇円
八三〇、七〇〇円	八七六、四〇〇円
八六五、〇〇〇円	九一二、六〇〇円
九〇〇、二〇〇円	九四九、七〇〇円
九二一、九〇〇円	九七二、六〇〇円
九四三、九〇〇円	九九五、八〇〇円
九六八、七〇〇円	一〇二一、〇〇〇円
一、〇〇四、〇〇〇円	一〇五九、二〇〇円
一、〇三四、五〇〇円	一〇九一、四〇〇円
一、〇六一、七〇〇円	一一二一、一〇〇円
一、〇九七、二〇〇円	一、一五七、五〇〇円
一、一三一、八〇〇円	一、一九四、〇〇〇円
一、一六九、八〇〇円	一、二三四、一〇〇円
一、二〇八、〇〇〇円	一、二七四、四〇〇円
一、二五五、八〇〇円	一、三三四、九〇〇円
一、二八六、一〇〇円	一、三五六、八〇〇円
一、三二五、五〇〇円	一、三九七、九〇〇円
一、三六三、七〇〇円	一、四三七、九〇〇円
一、四三九、八〇〇円	一、五一七、四〇〇円
一、四六〇、一〇〇円	一、五三八、六〇〇円
一、五一八、七〇〇円	一、五九九、八〇〇円
一、五九六、五〇〇円	一、六八一、一〇〇円
一、六八二、五〇〇円	一、七七一、〇〇〇円

一、七二六、四〇〇円	一、八一六、九〇〇円	四、一一五三、〇〇〇円	四、四四六、七〇〇円
一、七六八、一〇〇円	一、八六〇、六〇〇円	四、三三九、三〇〇円	四、五三六、九〇〇円
一、八一七、九〇〇円	一、九三三、〇〇〇円	四、五〇〇、八〇〇円	四、七一六、一〇〇円
一、八六三、一〇〇円	一、九五九、七〇〇円	四、五七七、三〇〇円	四、七九六、一〇〇円
一、九六五、一〇〇円	一、〇六六、四〇〇円	四、六六三、七〇〇円	四、八八四、五〇〇円
一、〇一五、五〇〇円	一、一一九、〇〇〇円	四、八一〇、一〇〇円	五、〇四〇、九〇〇円
一、〇六八、五〇〇円	一、一七四、四〇〇円	四、九八七、五〇〇円	五、一〇八、三〇〇円
一、一七〇、一〇〇円	一、二八〇、六〇〇円	五、〇一〇、一〇〇円	五、一四〇、九〇〇円
一、一七一、七〇〇円	一、三八七、八〇〇円	五、〇五〇、九〇〇円	五、一七一、七〇〇円
一、一九九、三〇〇円	一、四一五、六〇〇円	五、〇八一、三〇〇円	五、二〇一、六〇〇円
一、三八四、一〇〇円	一、五〇四、一〇〇円	五、一五六、六〇〇円	五、三七四、九〇〇円
一、五〇四、三〇〇円	一、六一九、八〇〇円	五、三〇六、四〇〇円	五、五一〇、八〇〇円
一、六三三、三〇〇円	一、七五四、一〇〇円	五、四五六、四〇〇円	五、六六六、九〇〇円
一、六九六、九〇〇円	一、八三一、一〇〇円	五、五三〇、六〇〇円	五、七三九、一〇〇円
一、七六八、六〇〇円	一、九〇六、〇〇〇円	五、六〇六、六〇〇円	五、八一三、一〇〇円
一、九一四、三〇〇円	一、九〇六、〇〇〇円	五、五三〇、六〇〇円	五、八一三、一〇〇円
一、〇五六、七〇〇円	一、一〇七、一〇〇円	五、五三〇、六〇〇円	五、八一三、一〇〇円
一、〇八四、六〇〇円	一、一三六、一〇〇円	五、五三〇、六〇〇円	五、八一三、一〇〇円
一、一九五、四〇〇円	一、三五一、〇〇〇円	五、五三〇、六〇〇円	五、八一三、一〇〇円
一、三三五、〇〇〇円	一、四九七、九〇〇円	五、五三〇、六〇〇円	五、八一三、一〇〇円
一、四七四、一〇〇円	一、六四三、一〇〇円	五、五三〇、六〇〇円	五、八一三、一〇〇円
一、六一三、一〇〇円	一、七八七、五〇〇円	五、五三〇、六〇〇円	五、八一三、一〇〇円
一、六九九、一〇〇円	一、八七八、四〇〇円	五、五三〇、六〇〇円	五、八一三、一〇〇円
一、七九一、一〇〇円	一、九七五、五〇〇円	五、五三〇、六〇〇円	五、八一三、一〇〇円
一、九七〇、九〇〇円	一、一大一、四〇〇円	五、五三〇、六〇〇円	五、八一三、一〇〇円
一、一五一、八〇〇円	一、三五一、四〇〇円	五、五三〇、六〇〇円	五、八一三、一〇〇円

理由

最近の経済情勢にかんがみ恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が七二一、一〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇五五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以下百円未満の端数があるときはそれを百円に切り上げる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、六〇六、六〇〇円を超える場合においては、その年額に〇・九七四を乗じて得た額に三五二、四〇〇円を加えた額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはそれを百円に切り上げる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額を増額するとともに、戦没者の遺族及び戦傷病者等の待遇の改善措置を講じ、恩給受給者に対する待遇の充実を図ろうとするもので、その

昭和五十七年四月十三日 衆議院会議録第十七号

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

五七四

要旨は次のとおりである。

1 恩給年額の増額
(1) 仮定俸給の引上げ

昭和五十六年度における国家公務員給与の改善を基礎として、恩給年額の計算基礎となる仮定俸給年額を、昭和五十七年五月分以降、三十三号俸以下のものにあつては五・五ペーセント、三十四号俸以上のものにあつては四・五ペーセントプラス一万二千八百円引き上げること。ただし、その引上額は二十二万八百円を限度とし、七十七号俸以上の仮定俸給にあつては、さらに通

減調整した額とする。

なお、仮定俸給が六十六号俸以上の者に係る普通恩給(傷病恩給と併給される普通恩給を除く。)については、昭和五十八年三月分まで、増額分の三分の一を停止すること。

(2) 公務関係扶助料の最低保障額の増額

公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の遺族加算(年額九万六千円)を含めた最低保障額を、次表のとおり引き上げること。

区 分	現行年額	昭和五十七年五月		昭和五十七年八月	
		改定年額	改定年額	改定年額	改定年額
公務扶助料	一、二三六、〇〇〇円	一、二九九、〇〇〇円	一、三三〇、〇〇〇円	一、四一〇、〇〇〇円	一、四七〇、〇〇〇円
特例扶助料	九八一、〇〇〇円	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇四七、〇〇〇円	一、〇五八、〇〇〇円	一、一六一、〇〇〇円
傷病恩給の増額					
(3) 傷病恩給の基本年額を、次表のとおり引き上げること。					
(4) 増加恩給					

区分	現行年額	昭和五十七年五月		昭和五十七年八月	
		改定年額	改定年額	改定年額	改定年額
第一項症	三、七二〇、〇〇〇円	三、九二五、〇〇〇円	三、九五五、〇〇〇円	三、一〇八六、〇〇〇円	三、一五六、〇〇〇円
第二項症	三、〇八六、〇〇〇円	三、二五六、〇〇〇円	三、二八六、〇〇〇円	三、三三三、〇〇〇円	三、七二〇、〇〇〇円
第三項症	二、五三三、〇〇〇円	二、六七二、〇〇〇円	二、六九七、〇〇〇円	二、九九五、〇〇〇円	三、一〇五、〇〇〇円
第四項症	二、一〇五、〇〇〇円	二、一三〇、〇〇〇円	二、一六一、〇〇〇円	一、九五五、〇〇〇円	一、九九五、〇〇〇円
第五項症	一、七〇〇、〇〇〇円	一、七二〇、〇〇〇円	一、七四〇、〇〇〇円	一、六一一、〇〇〇円	一、六二一、〇〇〇円
第六項症	一、三六六、〇〇〇円	一、三八六、〇〇〇円	一、三九六、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円
第七項症	一、一八六、〇〇〇円	一、一五一、〇〇〇円	一、一六六、〇〇〇円	一、一〇七九、〇〇〇円	一、一〇七九、〇〇〇円
傷病年金					

区分	実在職年数	現行年額	昭和五十七年五月		昭和五十七年八月	
			改定年額	改定年額	改定年額	改定年額
第一款症	一、一三八、〇〇〇円	一、一五三、〇〇〇円	一、一〇七九、〇〇〇円	一、一〇七九、〇〇〇円	一、一〇七九、〇〇〇円	一、一〇七九、〇〇〇円
第二款症	八六七、〇〇〇円	九一五、〇〇〇円	九二五、〇〇〇円	九二五、〇〇〇円	九二九、〇〇〇円	九二九、〇〇〇円
第三款症						
第四款症						
第五款症						
第六款症						
第七款症						
普通恩給						
(1) 傷病者遺族特別年金の増額						
(2) 傷病者遺族特別年金を、次表のとおり引き上げること。						
(3) 傷病者受給者の遺族扶助料の最低保障額の増額						
(4) 傷病者受給者の遺族扶助料の最低保障額を、次表のとおり引き上げること。						
普通恩給等の最低保障額の増額						
普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、次表のとおり引き上げること。						
普通恩給						

昭和五十七年四月十三日 衆議院会議録第十七号

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

五七

地の造成」に改め、同項第一号中「当該事業が」の下に「新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による」を加え、同項に次の一号を加える。

三

成に改め、同項第二号中「当該事業が」の
初住宅街地開発法(昭和三十八年法律第
四号)によるを加え、同項に次の「一号を

成する事が事業の施行上必要やむを得ないと認められる土地を、委託を受けて造成するときは、当該土地の造成に必要な資金第二十条第一項中「既存住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする賃付金」を削り、「表一の項」の下に「及び二の項区分の欄」を加え、同項の表中に「購入の場合」を「新築住宅の購入の場合」に、並びにこれに付隨するを又は既存住宅の購入並びにこれらに付隨するに、「建設費及び」を「建設費又は既存住宅の購入価額（購入価額が経過年数に応じ

算定した既存住宅標準購入費を超える場合においては、既存住宅標準購入費及び「」に改め、同一条第二項中「中高層耐火建築物」を「耐火建築物等」とし、「あわせて」を「併せて」と、「附隨する」を「付隨する」に、「こえる」を「超える」に改め、同三条第三項の表区分の欄中「耐火構造の幼稚園等又は簡易耐火構造の幼稚園等」を「耐火建築物等である幼稚園等」に、「附隨する」を「付隨する」に、「耐火構造の幼稚園等及び簡易耐火構造の幼稚園等」を「耐火建築物等である幼稚園等」に、「並びに」を「及び」に改め、同表備考を削り、同条第五項中「標準建設費」の下に「又は既存住宅標準購入費」を、「住宅の建設」の下に「又は購入」を加え、同条第六項中「標準建設費」の下に「既存住宅標準購入費」を加える。

当初期間につき、年五・五パー・セント（第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パー・セント）以内で政令で定める率

当初期間後の期間につき、年七・五パー・セント（第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金にあつては、年五・五パー・セント）以内で政令で定める率

第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金のうち既存住宅の購入及びこれに付隨する土地又は借地権の取得を目的的とする貸付金(政令で定める貨付金を除く)。	当初期間につき、年六・五ペー セント以内で政令で定める率
七・五ペー セント以内で政令で年	当初期間後の期間につき、年
内二十五年以	内二十五年以

第一十一條第一項の表備考中建築基準法を、「建築基準法」に、「又はを若しくは」に改め、「該当するもの」の下に「又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の災害復興住宅として主務省令で定めるもの」を加え、同表備考四中「建築基準法」を、「建築基準法」に、「又はを若しくは」に改め、「該当するもの」の下に「又はこれに準ずる

ある者として政令で定めるものに対する貸付金の利率については、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、^{当初期間後}の期間の全部又は一部につき、その利息を当初期間の利率と同一の率とすることができる。

利

利	率
年五・五パーセント以内で政令で定める率	
年五・五パーセント以内で政令で定める率	
年五・五パーセント以内で政令で定める率	

卷

貸付けの日から起算して十年を経過する日までの期間（以下「当初期間」という。）につき、年五・五パーセント（第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パーセント）以内で政令で定める率

当初期間後の期間につき、年七・五パーセント（第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等の他政令で定める者（以下この表において「地方住宅供給公社等」という）に対する貸付金にあつては、年五・五パーセント）以内で政令で定める率

当初期間につき、年五・五パーセント（第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パーセント）以内で政令で定める率

当初期間後の期間につき、年七・五パーセント（第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金にあつては、年五・五パーセント）以内で政令で定める率

当初期間につき、年七・五パーセント（第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パーセント）以内で政令で定める率

当初期間後の期間につき、年七・五パーセント（第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金にあつては、年五・五パーセント）以内で政令で定める率

12

第二十一条第二項中「前項の表一の項」を「第一項の表一の項及び二の項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公庫は、第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第一号の規定に該当するものうち、当初期間経過後においてその者の所得（その者と生計を一にするその親族の所得を含む。）が低額であり、かつ、特に居住の安定を図る必要があ

二十九年法律第百十九号】を削る。
第二十一条の四第三項第七号中「第三項」を
「第四項」に改め、同項第八号中「第三項」を第
二項に、「若しくは第四項」を「若しくは第三
項」に改める。
第二十二条の二の見出し中「貸付けの特例」を
「貸付けについての配慮」に改め、同条第一項中
「又は第二項」を「第二項又は第十一項」に、
「同条第一項第一号に該当する」を「自ら居住す
るため住宅を必要とする」に改め、「郵政大臣が

第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(住宅積立郵便貯金の預金者及び住宅宅地債券を引き受けた者に対する貸付けの特例)

第二十二条の三 住宅積立郵便貯金の預金者は第二十七条の三第二項に規定する住宅宅地債券を引き受けた自ら居住するため住宅を必要とする者(その相続人を含む)で主務省令で定めるものに対する第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金の一戸当たりの額の限度に係る第二十条第一項の適用については、同項の表中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額」である。この表中の「八割五分に相当する金額」であるのは「八割五分に相当する金額」であるのは「八割五分に相当する金額」とする。

前項の規定により読み替えて適用される第二十条第一項の表限度の欄に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率については、第二十一条第一項の表一の項及び二の項利率の欄の規定は適用せず、その利率は、政令で定める。

第二十一条第六項の規定は、前項の規定により政令で利率を定め、又は変更する場合について、準用する。

第二十七条の三第二項中「第十七条第四項の規定による貸付金に係る土地」を「第十七条第一項第四号の規定に該当する者に対する同項若しくは同条第二項第一号の規定による貸付金、同条第四項の規定による貸付金(同項第三号の規定による貸付金を除く)、同条第十項の規定による貸付金又は同条第十一項の規定による貸付金(自ら居住するため住宅を必要とする者に対する貸付金に係る住宅を譲渡する事業に係るものに限る)に係る住宅、土地又は借地権」、「住宅金融公庫宅地債券(以下「宅地債券」という。)を「住宅金融公庫住宅宅地債券(以下「住宅宅地債券」という。)に改め、同条第三項、第五項及び第七項中「宅地債券」を「住宅宅地債券」に改める。

第三十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「附隨して」を「付隨して」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 前項の住宅の建設に必要な費用（住宅の建設に付随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む。）は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として主務省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該住宅の建設に通常要すると認められる費用（当該住宅の建設に付隨して土地又は借地権の取得を必要とした場合においては、それらに要した費用を含む。）とする。

第三十五条の二第一項中「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項第四号」を「同項第一項第四号」に、「特定土地区画整理事業」を「土地区画整理事業」に、「貸付金に係る土地」を「貸付金に係る土地又は借地権」に改め、「閑留便利施設の用に供されている土地」の下に「又は借地権及び同項第三号の規定により委託を受けて造成された土地」を加え、「土地を必要とする」を「土地又は借地権を必要とする」に改め、「同条第二項を削り、同条第三項中「第十七条第三号の下に「若しくは第二項」を加え、「同項第四号」を「同条第一項第四号」に、「土地の取得及び造成」を「土地若しくは借地権の取得及び土地の造成」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「附隨して」を「付隨して」に改め、同項第一項の下に「若しくは第二項」とし、同条に次の一項を加える。

4 第一項及び前項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の住宅宅地債券引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその住宅宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

第三十五条の三第一項中「特定土地区画整理事業」を「土地区画整理事業」に、「土地の取得及び造成」を「土地若しくは借地権の取得及び土地の造成」に、「土地を貯貸し」を「土地若しくは借地権を貯貸し」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「前条第一項」を「第三十五条第一項」の下に「土地の造成」と、「の下に「同項第二項」に「二項中」を加え、「附隨して」を「付隨して」に改める。

第三項」を「第三十五条の二第二項」に改める。 附則第七項の次に次の五項を加える。	
8	公庫は、昭和五十六年度末までに政府から借り入れた借入金の利息（当該借入金の利率が年六・五パーセントを超える場合における利息に限る。）で、当該超える部分の利率による利息に限る。）で、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度において支払うべきものに相当する金額の範囲内で、当該各年度につき、昭和六十年度以降昭和六十六年度までの各年度に損失率として繰り越すことが適当と認められる政令で定める金額を、昭和五十七年度以降の各年度の特別損失として整理するものとする。
9	前項の政令を定める場合には、国庫の財政状況を勘案しつつ、将来にわたる公庫の事業の安定が損なわれることのないよう配慮して、
	第八条第一項の表中
	利
	年五・五パーセント
	年五・五パーセント
	年五・五パーセント
	利
当初期間につき、年五・五パーセント（公庫付金のうち政令で定める規模の住宅に係る内政令で定める率）	当初期間につき、年五・五パーセント（公庫付金のうち政令で定める規格の住宅に係る内政令で定める率）
当初期間後年の期間につき、年七・五パーセント（公庫のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金で定める率）	当初期間につき、年五・五パーセント（公庫付金のうち政令で定める規格の住宅に係る内政令で定める率）
当初期間後年の期間につき、年七・五パーセント（公庫のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金で定める率）	当初期間につき、年五・五パーセント（公庫付金のうち政令で定める規格の住宅に係る内政令で定める率）

度の欄」と、同条第一項中「同項の表」とあるのは、「同欄」と、「八割五分」とあるのは、「八十五パーセント」と、「八割」とあるのは、「八十九パーセント」と、同条第二項中「同項の表」とあるのは、「北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項」と読み替えるものとする。

第八条の二第二項中「附隨して」を「付隨して」に改め、「同項の表備考二中「建築基準法」を、「建築基準法」に、「又は」を「若しくは」に改め、「該当するもの」の下に「又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の家屋」として主務省令で定めるもの」を加える。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

1 住宅金融公庫の貸付金の金額の限度、利率、償還期間及び置置期間に関する限りは、この法律による改正後の規定は、住宅金融公庫がこの法律の施行の日以後に資金の貸付けの申込みを受理した日の以前のから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

2 改正後の住宅金融公庫法(以下「新公庫法」という。)第二十一条第一項の表一の項目区分の欄及び改正後の北海道防寒住宅建設等促進法(以下「新促進法」という。)第八条第二項の表一の項目区分の欄に規定する貸付金の利率については、前項の規定にかかわらず、この法律による改正後

の規定は、住宅金融公庫が昭和五十七年十月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したもの(新公庫法第十七条第一項第四号に掲げる者が建設する住宅で当該住宅の建設についてこの法律の施行の日前に住宅金融公庫の承認を受けたものを購入する者(以下この項において「公庫承認済住宅購入者」という。)に係るものを除く。)から適用するものとし、住宅金融公庫が昭和五十七年十月一日前に資金の貸付けの申込みを受理したもの(公庫承認済住宅購入者に係る資金にあつては、同日以後に貸付けの申込みを受理したもの)を含む。)については、なお従前の例による。

の施行の日から昭和五十七年九月三十日までの間に貸付けの申込みを受理した者に対するもの

の利率については、附則第一項の規定にかかわらず、新公庫法第二十一項の表二の項利率の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項利率の欄の規定を適用せず、その利率は、年六・五パーセント以内で政令で定める率とする。

この法律の施行の日前に発行された改正前の住宅金融公庫法第二十七条の第三項に規定する住宅金融公庫宅地債券（以下この項において「宅地債券」という。）に関する必要な事項（宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。以下この項において同じ。）に係る改正前の住宅金融公庫法第三十五条の二第二項に規定する特別の定め並びに宅地債券に係る公庫の予算及び決算に関する必要な事項を含む。以下この項において同じ。）については、なお從前の例による。宅地債券を引き受けた者に対しこの法律の施行の日以後引き続き発行される宅地債券に関する必要な事項についても、同様とする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（郵便貯金法の一部改正）

郵便貯金法（昭和二十一年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

公庫の予算及び決算に関する法律（昭和十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号及び第三項中「住宅金融公庫宅地債券」を「住宅金融公庫住宅地債券」に改める。

（産業労働者住宅資金金融通法の一部改正）

産業労働者住宅資金金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第二十一条第四項」を「第二十一項六項」に、「同条第四項」を同条第六項に改め、同条第三項中「第三項（第三十五条の三）」を「第二項（第二号）」に改める。

の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度の公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行)

第一条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十七年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第三条 前条の規定による公債の発行は、昭和五十八年六月三十日までの間、行なうことができること。この場合において、同年四月一日以後発行される同条の公債に係る収入は、昭和五十七年度所属の歳入とする。

(償還計画の国会への提出)

第四条 政府は、第二条の議決を経ようするとときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(国債整理基金特別会計法第五条の特例)

第五条 第一条の規定により発行する公債については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条の規定による償還のための起債は、行わないものとする。

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

理由

財政法第四条第一項ただし書の規定による場合のほか、昭和五十七年度の租税收入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、一般会計において公債を発行することができる。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の内容は、次のとおりである。

1 この法律は、昭和五十七年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要がある。

昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 健全財政を回復するため、行財政改革の一層

な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度の公債の発行の特例措置を定めるものとする。

2 特例公債は、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で発行できることとする。

3 特例公債の発行は、昭和五十八年六月三十日まで行なうことができることとし、同年四月一日以後に発行される前記公債に係る収入は、昭和五十七年度所属の歳入とすること。

4 前記2の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととすること。

5 この法律により発行する公債については、国債整理基金特別会計法第五条の規定による償還のための起債は、行わないものとすること。

二 議案の修正議決理由

現下の租税収入の動向等にかんがみ、昭和五十七年度において特例公債を発行することは、当面の財政運営のため必要にしてやむを得ない措置であると認めるが、施行期日について修正を行なう必要があるので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することとに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十七年度一般会計予算の歳入において、特例公債発行収入として三兆九千二百四十億円を計上している。右報告する。

昭和五十七年四月九日

衆議院議長 福田 一殿 森 喜朗
(小字及び
—は修正)
〔別紙〕

附則
(公布の日)
昭和五十七年四月一日から施行す
る。

〔別紙〕

昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。